

○上越地域消防事務組合情報公開条例

(平成14年 3月18日条例第1号)

改正平成17年 3月31日条例第7号

平成28年 3月 8日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、上越地域消防事務組合（以下「組合」という。）の保有する情報を公開し、組合行政に関する住民の知る権利を保障することにより、住民の理解と信頼を確保し、住民参加による公正で開かれた組合行政の運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、帳票、図面、磁気テープ、マイクロフィルム等で当該実施機関が管理しているもの（以下「公文書」という。）に記載されているものをいう。

2 この条例において「情報の公開」とは、公文書を閲覧に供し、又はその写しを公布することをいう。

3 この条例において「実施機関」とは、管理者、消防長、公平委員会、監査委員及び議会をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、知る権利の意義を認識し、情報の公開を求める住民の権利を尊重して、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、個人に関する情報の取扱いについては、プライバシーの保護の観点から最大限の配慮をしなければならない。

(情報の公開を受けたものの責務)

第4条 情報の公開を受けたものは、この条例の目的に即し、当該情報を適正に使用しなければならない。

(情報の公開を請求することができるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる。

- (1) 組合を構成する市（以下「組合市」という。）内に住所を有する個人
- (2) 組合市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- (3) 組合市内に存する事務所又は事業所に勤務する個人及び組合市内に存する学校に在学する個人

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に具体的な利害関係を有する個人、法人その他の団体

2 実施機関は、前号各号に掲げるもの以外のものに対しても、情報の公開に努めるものとする。

(公開してはならない情報)

第 6 条 実施機関は、次に掲げる情報を公開してはならない。

(1) 法令又は条例の規定により公開することができない情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例の規定により何人も閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令又は条例の規定により行われた許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要と認められるもの

(公開しないことができる情報)

第 7 条 実施機関は、次に掲げる情報を公開しないことができる。

(1) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えるおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は事業を営む個人の行為によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な行為によって生ずる重大な支障から住民の生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公開することが公益上必要と認められる情報

(2) 組合の機関内部若しくは機関相互間又は組合の機関と国等（国及び他の地方公共団体をいう。以下同じ）の機関との間における意思形成過程の情報で、公開することにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(3) 立入り、検査、監査等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の関係資料、契約の予定価格、試験の問題及び採点基準、職員の身分取扱い、組合又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(4) 組合の機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより国等との協力関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

(5) 公開することにより人の生命又は身体の保護、財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報
(情報の部分公開)

第8条 実施機関は、情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）に係る公文書が第6条各号又は前条各号に掲げる情報とそれ以外の情報とから成る場合で、これらの情報を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、第6条各号又は前条各号に掲げる情報を除いて、これを公開しなければならない。

(存否応答拒否)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、第6条各号又は第7条各号に掲げる情報を公開することとなるときは、実施期間は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求)

第10条 公開請求をしようとするものは、実施機関に対し、請求書を提出しなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して14日以内に、当該情報の全部若しくは一部を公開する旨又は全部を公開しない旨（第9条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。）を決定しなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、情報全部又は一部を公開しない旨の決定をしたときは、その理由を記載するとともに、その理由がなくなる時期が明らかである場合には、その時期を明示しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、延長の理由及び決定をすることができる時期を、請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の決定をするに当たり、当該公開請求に係る情報に組合以外のものに関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該組合以外のものの意見を聴くことができる。

(情報の公開の実施)

第12条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開をすることを決定したときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の保存のため必要があるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の複製により情報の公開をすることができる。

(費用負担)

第13条 情報の公開に係る手数料は、無料とする。

2 公文書（その複製を含む。）の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(目録の作成)

第14条 実施機関は、公開請求の利便に資するため、公文書の目録を作成しなければならない。

(運用状況の公表)

第15条 管理者は、毎年度、各実施機関によるこの条例の運用状況について公表しなければならない。

(情報の提供)

第16条 実施機関は、組合行政に関する情報を住民に積極的に提供するものとする。

(適用除外)

第17条 この条例は、法令、他の条例等の規定により情報の公開その他これに類する手続が定められている場合における当該手続については適用しない。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的とし、又は一般に周知若しくは配布することを目的とする公文書については適用しない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

1 この条例は、平成14年9月1日から施行する。

2 この条例は、この条例の施行日の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得した公文書に係る情報について適用する。

3 実施機関は、施行日前に作成し、又は取得した公文書に係る情報についても、公開するよう努めなければならない。

附 則（平成17年3月31日条例第7号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 8 日条例第 1 号抄）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（上越地域消防事務組合情報公開条例及び上越地域消防事務組合個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

7 附則第 5 項の規定による改正後の上越地域消防事務組合情報公開条例第 9 条及び第 11 条並びに前項の規定による改正後の上越地域消防事務組合個人情報保護条例第 12 条及び第 17 条の規定は、それぞれ、施行日以後にされる情報の公開及び自己情報の開示に係る決定について適用し、施行日前にされた情報の公開及び自己情報の開示に係る決定又は通知については、なお従前の例による。

8 この条例の施行前にされた情報の公開及び自己情報の開示等に係る決定又は通知についての不服申立て又は再調査の請求については、なお従前の例による。この場合において、附則第 5 項の規定による改正前の上越地域消防事務組合情報公開条例第 13 条第 1 項又は第 4 項及び附則第 6 項の規定による改正前の上越地域消防事務組合個人情報保護条例第 21 条第 1 項又は第 4 項の規定により情報公開審査会が行うこととされた事務は、審査会が行う。

9 この条例の施行の際現に実施機関から諮問を受け、又は調査を求められている事案に関し情報公開審査会がした手続その他の行為は、前項の規定により審査会がした手続その他の行為とみなす。